

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
(建設リサイクル法) の施行に伴う事務処理の手引き

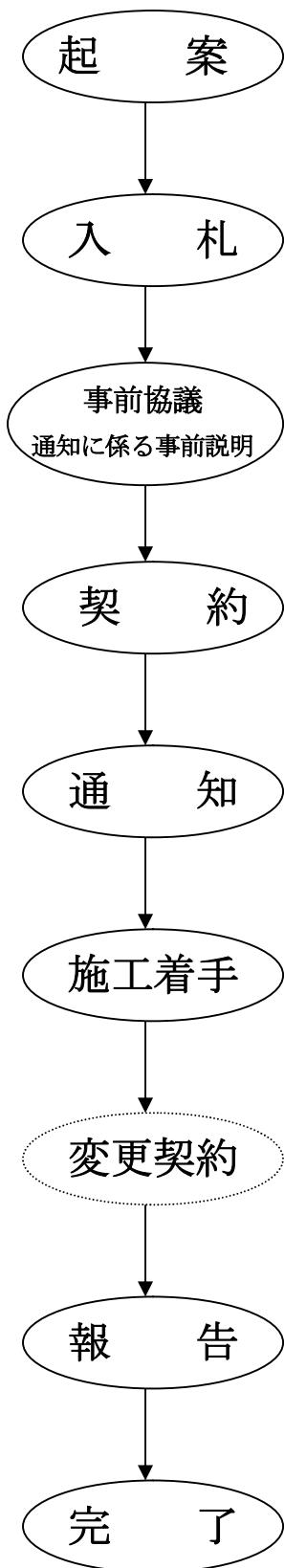
岡　山　市

平成14年 5月30日施行
平成17年11月20日改定
平成25年 6月 1日改定
平成29年 7月20日改定
令和 2年 2月 1日改定
令和 5年 7月 1日改定

目 次

●フロー図	· · · · ·	P 1
I 建設リサイクル法の概要について	· · · · ·	P 2
1. 建設リサイクル法の目的	· · · · ·	P 2
2. 建設リサイクル法の概要	· · · · ·	P 2
3. (参考) 分別解体等の施工方法	· · · · ·	P 4
II 説明事項に関する事務手続きについて	· · · · ·	P 6
1. 説明事項の定義	· · · · ·	P 6
2. 様式及び記載事項	· · · · ·	P 6
3. その他(受注者)	· · · · ·	P 7
様式	· · · · ·	
・通知に係る事前説明事項	· · · · ·	P 8
・工程表	· · · · ·	P 9
・建設廃棄物処理計画書	· · · · ·	P10
・分別解体等の計画等(別表1~3)	· · · · ·	P11
・記載例 分別解体等の計画等(別表3)	· · · · ·	P14
・指定建設資材廃棄物の再資源化施設調査結果報告書	· · · · ·	P17
III 契約に関する事務手続きについて	· · · · ·	P18
1. 契約の定義	· · · · ·	P18
様式	· · · · ·	
・解体工事に要する費用等	· · · · ·	P21
IV 通知に関する事務手続きについて	· · · · ·	P23
1. 通知の定義	· · · · ·	P23
2. 通知書の提出	· · · · ·	P24
3. 通知書の様式及び記載事項	· · · · ·	P25
4. 「建設リサイクル法通知工事」ステッカーの配付	· · · · ·	P27
様式	· · · · ·	
・通知書	· · · · ·	P29
V 変更に関する事務手続きについて	· · · · ·	P31
1. 変更通知	· · · · ·	P31
2. 変更契約	· · · · ·	P31
様式	· · · · ·	
・(変更) 解体工事に要する費用等	· · · · ·	P32
VI 報告に関する事務手続きについて	· · · · ·	P34
1. 再資源化の報告	· · · · ·	P34
2. 再資源化の確認(発注者)	· · · · ·	P34
【参考資料】		
・再資源化等報告書	· · · · ·	P35
・「建設リサイクル法通知工事」ステッカー(見本)	· · · · ·	P37
・建設リサイクル法フロー図	· · · · ·	P38

●作業フロー図



I 建設リサイクル法の概要について

1. 建設リサイクル法の目的

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することなどにより、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2. 建設リサイクル法の概要

1) 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け

(1) 分別解体等実施義務

①分別解体等の実施義務の概要(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)第9条)

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定基準以上のもの (以下「対象建設工事」という。) の受注者又は自主施工者は、正当な理由がある場合を除いて、施工方法に関する基準(省令)に従って分別解体等をしなければならない。

②特定建設資材(法第2条第5項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令
第1条)

特定建設資材	コンクリート
	コンクリート及び鉄から成る建設資材(プレキャスト鉄筋コンクリート版など)
	木材
	アスファルト・コンクリート

③対象建設工事(法第9条第1項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令
第2条)

岡山市発注の工事では、特定建設資材の使用又は特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)が発生する下記に示す建設工事の規模に関する基準以上のもの (以下「対象建設工事」という) を対象とする。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積 80 m ²
建築物の新築・増築	床面積 500 m ²
建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)	請負代金の額 1億円 *
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500万円 *

*請負代金の額は、当初契約時には許容価格と読み替える。

(2) 再資源化等実施義務

①再資源化等の実施義務の概要（法第16条）

対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、指定建設資材廃棄物として政令で指定した特定建設資材廃棄物（建設発生木材）については、工事現場から一定の距離の範囲内（50km）に再資源化施設がない場合など、再資源化を図ろうとすると受注者に過大な負担がかかる場合には、焼却等によりその容積を減らすこと（本法では「縮減」という。）で足りるとしている。

岡山市においては、現在のところ上記に該当する地域はなく、全て再資源化を行うことを原則とする。

2) 発注者・受注者の届出・契約・報告等の手続の整備

(1) 発注者・受注者の届出・契約・報告等の手続の整備の措置の概要 (法第10条～第15条、第18条～第20条)

① 発注者に課せられる義務

対象建設工事の発注者又は自主施工者（国の機関や公共地方団体以外）は、工事に着手する日の7日前までに建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について、岡山市長（建築指導課）に届け出なければならない（法第10条）。

なお、国の機関や地方公共団体については、対象建設工事の届出に代えて、岡山市長（建築指導課）に対してあらかじめその旨を通知すれば足りることとしている（法第11条）。

② 受注者に課せられる義務

元請業者は、対象建設工事を請け負うにあたり、発注しようとする者に対して分別解体等の計画等の必要事項を書面で説明しなければならない。また、下請負人に対して発注者が岡山市建築指導課に対して届け出た事項を告げなければならない（法第12条）。
元請業者は再資源化等が完了した際、その旨を発注者に書面で報告し、あわせて再資源化等の実施状況に関する記録を作成し保存しなければならない（法第18条）。

(2) 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項（分別解体等省令第4条）

建設工事の請負契約の当事者は、建設業法第19条により、契約の内容となる一定の重要な事項を書面に記載し相互に交付しなければならないこととされているが、対象建設工事の契約にあたっては、分別解体等及び再資源化等についての認識を共有するため、建設業法で定める以外の下記の項目について書面に記載し、署名または記名押印して相互に交付しなければならない。

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用
- ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地（特定建設資材廃棄物のみ）
- ・再資源化等に要する費用（特定建設資材廃棄物のみ）

* 委託において分別解体等がある場合、通知は要、契約は不要とする。

3) その他の規定

(1) 罰則

分別解体等及び再資源化等に対する命令違反や、届出、登録等の手続きの不備等に関する罰則を規定している

(2) 施行

平成14年5月30日から締結される請負工事契約に係る建設工事に適用する。

4) 分別解体等及び再資源化等の義務の有無

(1) 法第9条第1項に規定する正当な理由に該当する事例

法第9条第1項に「正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。」と規定されている。

5) 特定建設資材等の留意点

(1) コンクリート

ALC版、スレート等、骨材（細骨材または粗骨材）が含まれていないものは、特定建設資材のコンクリートに該当しない。

(2) 木材

特定建設資材である木材とは、法第2条第1項において定義されるように、土木建築に関する工事に使用される木材をいう。

なお、これらの工事に伴って発生する伐採材・伐根材、剪定枝葉等は建設資材ではない。
(よって特定建設資材に該当しない)

(3) リース材

コンクリート型枠、足場等のリース材については、工事現場で使用している間は建設資材となるものの、使用後はリース会社に引き取られるため、建設資材廃棄物として排出されるものではない（ただし、工事現場から廃棄物として排出された場合は特定建設資材廃棄物となる）。

3. (参考) 分別解体等の施工方法

建築物及び建築物以外のもの（以下、工作物という。）に係る解体工事の工程は、次に掲げる施工方法手順に従うこと。ただし、構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合は、この限りではない。

1) 解体工事等の施工方法

①対象建設工事に係る建築物等に関する事前調査を実施

（建築物等の状況、周辺状況、作業場所、搬出経路、残存物品、特定建設資材への付着物など）

②上記①の調査に基づく分別解体等の計画を作成

- ③上記②の計画に従い、工事着手前における作業場所の確保等の事前措置を実施
(作業場所・搬出経路の確保、特定建設資材への付着物の除去、残存物品の搬出等)
- ④上記②の計画に従い、工事を施工

2) 分別解体等の手順

- ①建築物の解体工事
 - a. 建築設備、内装材等の取り外し
 - b. 屋根ふき材の取り外し
 - c. 外装材・上部構造部分の取り壊し
 - d. 基礎・基礎ぐいの取り壊し
- ※内装材の木材と一体となった石膏ボード等をあらかじめ取り外してから木材を取り外す（取り壊す）。
- ②工作物（建築物以外のもの）の解体工事
 - a. さく、照明設備、標識等の付属物の取り外し
 - b. 工作物のうち基礎以外の部分（本体構造）の取り壊し
 - c. 基礎・基礎ぐいの取り壊し

3) 分別解体等の方法

- ・ 手作業又は手作業と機械作業の併用
- ・ 建築設備、内装材、屋根ふき材等の取り外しは、原則として手作業

II 説明事項に関する事務手続きについて

1. 説明事項の定義

1) 説明等

説明は、法第12条に基づき、対象建設工事を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも以下の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- ① 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ② 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ③ 工事着手の時期及び工程の概要
- ④ 分別解体等の計画
- ⑤ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

2. 様式及び記載事項

1) 説明書の様式等

(1) 説明書の様式

説明書の様式は、別紙1「通知に係る事前説明事項」とし、サイズはA4とする

(2) 説明書の提出部数

説明書の提出部数は1部とする。

2) 説明書の記載事項

(1) 説明書の記載事項

①工事の名称

工事の名称が記載されていること。

例) 道路改築工事

②工事の場所

工事の場所が記載されていること。(一般的に設計書に記載されている工事の場所と同じものでよい)

例) ○○市○○区○○町○○地内

③説明内容

(a) 分別解体等の方法

該当する添付資料(別表、工程表)の記載欄に必要事項が記載されていること。

また、チェックボックスにチェックマークが付されていること。

例) ・使用する特定建設資材の種類

コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材

アスファルト・コンクリート 木材

記載例参照

(b) 解体工事に要する費用

「通知に係る事前説明事項」記載金額と「契約書別紙」が同額で記載されていること。

(c) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

「通知に係る事前説明事項」と「契約書別紙」が同じ内容で記載されていること。

(d) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

「通知に係る事前説明事項」記載金額と「契約書別紙」が同額で記載されていること。

(2) 提出された説明書の取扱い

提出された説明書は、契約書別紙に記載された内容との点検を行うとともに法第11条による通知事項記載の参考とした後、設計図書に添付する。

3. その他（受注者）

再資源化が困難な場合は、事務手続きの際に「指定建設資材廃棄物の再資源化施設調査結果報告書」を監督員に提出し、協議すること。

(別表3記載例の別紙)
建設リサイクル法様式(別表3)の記載について

「工作物に用いられた建設資材の量の見込み」「廃棄物発生見込量」欄は下記により記入してください。

①欄は、使用、廃棄を問わず、工事に係る全ての資材の合計数量(概数)を記載してください。
 (記載例はコンクリート塊100トン+アスファルト・コンクリート塊10トン+その他の使用資材又は廃棄物5トンの場合)

①	工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ)	115 トン	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	100 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
			<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	10 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
			<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥

②欄は、特定建設資材「廃棄物」の数量(概数)のみ記載してください。
 廃棄物のない場合は記載不要です。

③欄は、現場で使用する生コン、アスファルト合材、コンクリート2次製品、木材があれば、取壊処分はなくても、記入してください。
 (「使用」「廃棄」「使用と廃棄」、どの場合でも該当部分があれば記入する。)

年　月　日

岡山市長様

受注者 住 所

氏 名

印

現場代理人

印

指定建設資材廃棄物の再資源化施設調査結果報告書

指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の再資源化について、処理依頼を試みましたが、下記のとおり、再資源化が困難と判断しましたので、縮減としてよろしいか。

記

調査実施会社名	所 在 地	電 話	確認月日	確認相手	調 査 結 果

III 契約に関する事務手続きについて

1. 契約の定義

1) 契約

契約は、法第13条に基づき分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用の記載については、産業廃棄物の処理は元請業者の責務であることから、元請業者となる落札業者に記載を求ることとする。

なお、契約は通知に係る事前説明事項に基づき、発注者、落札業者は事前に契約書記載事項について合意のための協議をおこない、双方合意のもとで契約するものとする。

2) 契約事務の流れ

施行時

- ・設計書に「契約条件（建設リサイクル法について）」及び建設リサイクル法に係る特記仕様書を添付

- 工事については、小規模工事以外は全て添付
- 修繕については金額変更が生じても明らかに「対象建設工事」とならないと判断できるもの以外に添付

- ・執行伺作成時（職員ポータル）、「工事詳細」タブにて、「工事各種条件」欄内の「建設リサイクル法対象工事」の項目にチェックを入れる。

入札直後

- ・契約担当者は、契約締結依頼書の「特定建設資材の分別解体等が「あり」且つ、「建設リサイクル法対象工事に該当」（する）の場合、落札者に契約書別紙を手渡す。
(ほとんどの工事がそうなる)

事前協議

- ・落札者は、発注担当課と分別解体等（使用を含む）、及び、再資源化等に関して事前協議し「通知に係る事前説明事項」、「契約書別紙」、「別表（分別解体等の計画等）」及び「建設廃棄物処理計画書」を落札後7日以内に発注担当課へ提出。（記載事項が多い場合はコピーして記載）

①分別解体等及び再資源化等に当たり、下請けや委託する場合は、事前にその相手方から、その費用（税込み）の見積りを徴取する。

②前記見積書に基づき、「通知に係る事前説明事項」に書かれている金額を点検し「契約書別紙」に記載する。（運搬費含む及び税抜き）

（分別解体・運搬は自社、再資源化等は委託の場合あり。→建設廃棄物処理計画書で判明）

（自社の他工事場所での利用は運搬のみ。）

③見積り等に基づき、「建設廃棄物処理計画書」に記載する。

- ・ **発注担当者**は、点検確認→契約書別紙のみを契約課へ
(通知に係る事前説明事項及び建設廃棄物処理計画書は担当者が保管)

①「契約書別紙」、「建設廃棄物処理計画書」について、契約番号、工事名、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、分別解体等の方法等が、発生品目と照らし適正であるか否かの点検確認を行い、決裁を得る。（「契約書別紙」、「建設廃棄物処理計画書」の提出は、特記仕様書に記載）

「注意」

契約書別紙は担当課決裁を経た後、担当課から契約課へ持参

- ・ **落札者** 分別解体等の計画等（別表）における石綿等の記載について

建築物等には、多種多様の有害物質等が使用されている可能性があり、特に吹付け石綿等の付着物その他石綿含有建材（成形板等）の有無については、元請業者の事前調査・事前措置が法により義務づけられている。事前調査の結果や事前措置の状況については、届出の際に、別表1～3「分別解体等の計画等」に記入して提出すること。

事前調査の結果や事前措置の状況の把握については、適正な石綿処理の推進を図るために行うこととしているため、協力をお願いする。

なお、石綿の除去等を行う際には、建設リサイクル法のほか、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則って、適正に処理すること。

契約

- ・ **契約課**は「契約書別紙」を受け取り、契約締結

〔契約後、契約書類一式を発注担当課へ返す。〕

【発注担当者（監督員）】点検確認事項等

- (1) 通常、分別解体等を元請業者自身で行う場合は、業許可者（土木・建築・とび・土工、又は解体工事登録業者）でなくてもよいが、確認が必要。
 - (2) 「契約書別紙」に記載された再資源化施設が、公共工事設計資材単価表と合致していればOK。
(単価表は再資源化施設として確認済みのため。)
 - (3) 一致していない場合、その中間処理業者が再資源化施設であるか否か、岡山県循環資源総合情報支援センターＨＰ等で確認すること。
確認出来ない場合は、以下の点検を行う。
 - ① A s ・ C o の場合→事前にその中間処理施設から生産された資材の粒度分布表の提出を求め、再生材として適正なものが生産されていることを確認した場合は、再資源化施設とし、OK
 - ② 木材の場合 →事前にその中間処理施設から生産された資材が、販売ルートなどを確立していることの確認ができるれば、OK（実績表等で確認）
 - ③ 上記①②が確認できない場合は、公共工事設計資材単価表にある施設の中から選択するよう要請。
 - ④ **新たに再資源化施設と認定した場合は、監理検査課へ連絡**
- (4) 「契約書別紙」に記載された費用の確認については、「この金額で適正に分別解体し、再資源化が確実にできますか？」などと確認。「出来ます」との回答があればOK。

注意事項

法では、隣接して工事が発注される場合や、同一敷地内に工事が発注される場合など、解体又は新築等を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合は、これを一の契約で請け負ったものとみなす。（正当な理由を除く）とあり、（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第2項）特記仕様書への記載に注意

別紙 1

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

IV 通知に関する事務手続きについて

1. 通知の定義

1) 通知

通知は、法第11条に基づき、国の機関又は地方公共団体が法第10条第1項の規定により届出を要する行為をしようとするとき、あらかじめ、都道府県知事（岡山市内については岡山市長）に対し通知しなければならないものである。

なお、通知については発注担当課で十分確認を行って提出することとする。また、工事内容が多少変わった場合であっても変更通知は不要である。

2) 対象機関

法第11条の対象となる機関は、国又は地方公共団体、政令の附則に定める機関、地方自治法第1条の3第3項に規定する特別地方公共団体とする。

注) 公園協会、土地改良区などは「通知」ではなく、「届出」の対象となります。（関係課において指導をお願いします）

3) 「通知」が必要な工事

市発注工事では、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）の使用又は特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）が発生する工事で一定規模以上の工事（※）を「通知」の対象建設工事とする。

（※）この際の工事規模は請負代金額で判断する

〈例〉特定建設資材を使用（または発生）する土木工事で、許容価格が500万円以上であったが、請負価格が500万円未満となった場合・・・・・通知は不要

ただし、契約はリサイクル法対象工事として締結するため、契約書別紙は必要

4) 分別解体等及び再資源化等の義務の有無

○法第9条第1項に規定する正当な理由に該当する事例

法第9条第1項「正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。」と規定されており、正当な理由に該当するものとしては、下記のような事例等が考えられる。

- ①災害時の応急仮設建築物に係る工事である場合
- ②緊急復旧工事である場合（単なる災害復旧工事は除く）
- ③有害物質等により建築物等が汚染されている場合
- ④災害で建築物が倒壊しそうな場合等、分別解体を実施することが危険な場合
- ⑤ユニット型工法等、工事現場で解体せずともリサイクルされることが廃棄物処理法における広域認定制度により担保されている場合
- ⑥工事現場が離島にあり島内に再資源化等施設が存在しない場合（表1-3-5参照）等

表1-3-5

分別解体等、再資源化等の実施義務	
当該離島内に特定建設資材廃棄物に係る再資源化等施設が全くない場合	正当な理由に該当するため、法第9条第1項の分別解体等及び法第16条の再資源化等の義務なし（ただし努力義務あり）

⑦火災により建築物が全焼し、熱等の影響で特定建設資材の再資源化が不可能となった場合

対象建設工事が上記の正当な理由に該当する場合でも、原則として法第10条の届出又は第11条の通知の義務は免除されない（既に建築物でも工作物でもない⑦は除く）。ただし、①や②のように工事着手に緊急を要し、真にやむをえない場合等にあってはこの限りではないが、工事着手後に通知を行う。なお、その扱いは、個別具体的な事例に即して判断を行う必要がある。

2. 通知書の提出

1) 通知書を受理する窓口等

(1) 受理の窓口

通知書を受理する窓口は、当該対象建設工事が施工される区域を所管する都道府県又は政令第8条第1項から第3項までに掲げる建築主を置く市町村（以下「通知書受理行政庁」という。）の担当者（以下「受理者」という。）とする。

岡山市の場合 都市整備局 住宅・建築部 建築指導課

(2) 複数の行政庁の区域にまたがる場合の取扱い

当該対象建設工事の施工範囲が複数の行政庁（都道府県若しくは市町村）の区域にまたがる場合は、その区域を含む複数の通知書受理行政庁のすべてに対し通知（通知書受理行政庁の書式に従って）を行うものとする。

ただし、市内では建築物の解体・新築・増築・修繕・模様替え等の対象建設工事については、その建築物又はその敷地の全部について敷地の過半の属する区域を含む通知書受理行政庁に対し行うものとする。（なお、通知の行政庁の書式に従って作成すること）

2) 通知書の提出

(1) 通知書の提出日

通知書の提出日は、平成14年5月30日以降の、土曜、日曜、国民の祝日・休日、年末年始を除く平日とする。

(2) 通知書の提出時間

通知書の提出時間は、通知書受理行政庁が定める業務時間内とする。

(3) 通知期間

法第11条に基づき、対象建設工事の着手前に、あらかじめ通知書受理行政庁に通知するものとする。

この場合、「あらかじめ」であるから、その期間は不定期であり、工事着手の前であればよい。

現場条件等により新たに通知することとなった場合も同様とする。

3) 通知者及び代行者

通知は、原則として、国の機関又は地方公共団体及び政令附則に定める機関が発注する当該対象工事の発注者（契約者：岡山市長）が、通知書受理行政庁の受理者に対し通知することを原則とする。ただし、発注者に代わり通知書を提出する者（以下「代行者：発注担当者」という。）が提出してもよい。なお、この場合、委任状等は必要ない。

3. 通知書の様式及び記載事項

1) 通知書の様式等

(1) 通知書の様式<岡山市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則第3条>

通知書の様式は、別紙「通知書」とし、サイズはA4とする。

(2) 通知書の提出部数<岡山市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則第3条>

通知書の提出部数は2部とし、受付印が押印され1部が返却される。

2) 通知書の記載事項

(1) 通知書等の記載の基本的事項

通知書の記入方法は、手書きの場合は万年筆、ボールペン等により記載すること。

(2) 通知書等の様式の備付け

通知書等の様式は、岡山市建築指導課の窓口又はホームページからダウンロードできる。

(3) 通知書の記載事項

①年月日

年月日が記入されていること。

なお、月日は工事の着手以前の記入日が記載されていること。

②通知書のあて先（岡山市長）

通知書のあて先が記入されていること。

例）岡山市長 ○○ ○○様

③工事発注者名

工事発注者名が記入されていること。

例) ・発注者職名：岡山市長 ○○ ○○

・所在地：岡山市北区大供一丁目1番1号

④連絡先

連絡先として電話番号及び通知を提出した職員の所属名、職氏名が記入されていること。

例) 所 属 名：岡山市○○局○○課○○係

担当者職氏名：○○ 工事三郎

電話番号：○○○-○○○-○○○○

⑤工事の内容

工事の内容として工事の名称、路線河川名、場所、概要及び工期が記入されていること。

例) 工事の名称：道路改築工事

例) 路線河川名：主要地方道 ○○線

例) 工事の場所：岡山市○○区○○町○○地内

(一般的に設計書に記載されている工事の場所と同じものでよい)

例) 工事の概要：工事の種類・規模

該当する工事の種類のチェックボックスにチェックマークが付されていること
及び該当する工事の記入欄に用途、階数、工事対象面積又は請負代金の額（契約金額の千円単位を切り捨て万円単位としたもの）が記入されていること。

A□建築物に係る解体工事

用途	階数	工事対象床面積	m ²
----	----	---------	----------------

B□建築物に係る新築又は増築の工事

用途	階数	工事対象床面積	m ²
----	----	---------	----------------

C□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途	階数	請負代金	万円（税込み）
----	----	------	---------

D☒建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（築 堤）

請負代金	1,000万円（税込み）
------	--------------

例) 工期：工期及び工事着手予定日が記入されていること。

・平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日 契約上の工期

工事着手予定日：平成○○年○○月○○日 実際の本体工事の着手予定日

(通知日が、この日より前の日であること！)

⑥請負者

会社名、所在地、現場代理人氏名、電話番号が記入されていること。

例) 会 社 名 : ○○建設工業(株) 現場代理人氏名 : 現 場 太 郎

所 在 地 : 〒 ○○県○○市○○町三丁目8番5号

電 話 番 号 : 086-○○○-○○○○

※建築指導課様式のため、他の契約関係書類等とは異なり『受注者』とせず『請負者』
とすること

3) 通知書の受理保管

通知書は、通知書受理行政庁において、台帳に記録し保存される。

なお、通知書及び台帳の保管期間は、それぞれ1年及び常用とし、保存期間終了後は、適正な方法により速やかに消去・破棄される。

4 . 「建設リサイクル法通知工事」ステッカーの配付

1) 通知書受理行政庁において通知書の返却時に「建設リサイクル法通知工事」のステッカーが渡される。

2) 工事発注者は、通知書が返却され次第「建設リサイクル法通知工事」のステッカーに油性マジックにて通知年月日を記入し、受注者に通知が完了したことを連絡するとともにステッカーを渡す。

3) 受注者（元請業者）は通知が完了した連絡を受けるとステッカーを取りに行き工事現場の見やすい位置に掲示する「建設業の許可票」の標識にステッカーを貼付する。

具体的な工事の種類の例

河川関係工事	築堤、護岸、浚渫、ダム、砂防、その他
海岸工事	
道路関係工事	改築、舗装、橋梁、ずい道、維持修繕、共同溝、その他
農林関係工事	土地改良、区画整理、農道、農林その他
水産関係工事	
上・工水道関係工事	
土地造成、区画整理 関係工事	
公園関係工事	
下水道関係工事	
空港・港湾関係工事	空港関係工事、港湾関係工事
鉄道・軌道関係工事	
災害復旧関係工事	
電線路工事	
その他の公共土木工事	

通 知 書

年 月 日

岡山市長様

(工事発注者)

発注者職名:

所 在 地:

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連 絡 先	所 属 名				
	担当者職氏名				
	電話番号	—	—		
工 事 の 内 容	工事の名称				
	路線河川名				
	工事の場所				
	工事の概要	工事の種類・規模			
		<input type="checkbox"/> A□建築物に係る解体工事	用途	階数	工事対象床面積 m ²
		<input type="checkbox"/> B□建築物に係る新築又は増築の工事	用途	階数	工事対象床面積 m ²
		<input type="checkbox"/> C□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの	用途	階数	請負代金 万円(税込み)
		<input type="checkbox"/> D□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等()注1	用途	階数	請負代金 万円(税込み)
工 期	年 月 日	～	年 月 日		
工事着手予定日:	年 月 日				
請 負 者	会 社 名		現場代理人氏名		
所 在 地	〒				
電 話 番 号	—	—			

※ 受付欄

注1)建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。
(例:舗装,築堤,土地改良等)

注2)該当する□欄にレを入れること。

課長	課長代理	課長補佐	係長主任	課員	主査	※受付番号

通 知 書

年 月 日

岡山市長様

(工事発注者)

発注者職名: 岡山市長 大森 雅夫

所在地: 岡山市北区大供一丁目1番1号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名	○○課				
	担当者職氏名	技師 岡山太郎				
	電話番号	086-803-1000				
工事の内容	工事の名称	市道○○号線○○改良工事				
	路線河川名	市道○○号線				
	工事の場所	岡山市○○区○○地内				
	工事の概要	工事の種類・規模				
		A□建築物に係る解体工事	用途	階数	工事対象床面積 m ²	
		B□建築物に係る新築又は増築の工事	用途	階数	工事対象床面積 m ²	
		C□建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの	用途	階数	請負代金 万円(税込み)	
		D□建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(○○改良)注1			請負代金 700 万円(税込み)	
工期	平成14年6月10日～平成15年3月20日 工事着手予定日: 平成 年 月 日					
請負者	会社名	現場代理人氏名				
	所在地	〒				
	電話番号	— —				
注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。 (例: 製造装置、建築物、土地改良等)				*受付欄		
請負業者に聞いて記入する						
課長	課長代理	課長補佐	係長主任	課員	主査	*受付番号

*2部作成し、受理の窓口へ提出する。

V 変更に関する事務手続きについて

1. 変更通知

(当初設計時に「対象建設工事」ではなく現場条件等で「対象建設工事」となった場合)

(請負代金額が1000万の場合)

- 1) 現場で特定建設資材の使用、または、特定建設資材廃棄物の発生が生じた場合は、当該工事着手前に(通知に関する事務手続き)に沿って「通知」をする。
例) 盛土工事で現場条件により排水施設(U型側溝L=50m)を施すことになった。
- 2) 特定建設資材の使用、または、特定建設資材廃棄物の発生が生じる土木工事であつて当初「建設工事の規模に関する基準」がそれ以下であったが、現場条件により変更が生じ基準以上となることが予想される場合は、判明(試算)した時点で直ちに「通知」する。
例) 特定建設資材廃棄物の発生が生じる土木工事で当初請負代金額が450万であつたが、試算により550万となることが判明した。

* 当初「通知」を行った工事については、工事内容が変わり変更が生じた場合の変更通知は不要

2. 変更契約

建設リサイクル法に関する「契約書別紙」に記載された内容を変更する場合は契約変更しなければならない。

「契約書別紙(変更用)」に必要事項を記載し、変更箇所にはチェックを入れること。
チェックを入れた変更箇所の内容については、変更後欄に記載する。
なお、変更が無い場合は、変更前の記載欄のみでよい。

- 1) 工事打合簿を発し、協議開始、「契約事務の流れ」に沿って変更契約する。分別解体等及び再資源化するための「建設廃棄物処理計画書」を受注者に求める。

2) 変更契約時期について

- ①通常の変更契約と同様に、軽微な設計変更による金額の増減に伴い、契約書別紙の「5解体工事に要する費用」「6特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用」欄が変更となる場合等については、変更契約手続きを工期の末に行うことができる。
- ②契約書別紙の「4再資源化等をするための施設の名称及び所在地」欄の項目に追加・
変更が生じる場合は、「軽微な変更」とは言えないため、事前に変更契約すること。
契約変更前に処分することは法令違反である。

別紙 解体工事に要する費用等（変更契約用）

- 1 製約番号 〇〇〇〇
- 2 工事名 〇〇〇〇工事
- 3 分別解体等の方法 (該当に○印及びチェック)

変更箇所に係る解体工事の場合は		作業内容	分担解体等の方法
□	工 種	解体工事	□手作業 □機械作業
□	内 容	外装部材、内装部材等の取り外し	□手作業 □機械作業の併用
□	作業方法	解体用具等の搬出（	解体用具等の搬出（
□	及 び	①外装材、上部構造部分、基礎等、基礎等の取り外し	□手作業 □機械作業の併用
□	作 事	②基礎、基礎等の取り外し	□手作業 □機械作業の併用
□	方 法	③その他の取り外し	□手作業 □機械作業の併用
□	其 の 他	（）建築物に係る新築工事等の場合（新築・増築・直継・複数・複数等）	□手作業 □機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地		施設の名称	所在地
■	特定建設資材降解物の種類	（必要前）岡山開発（株） （変更後）大供務店（株）	岡山市北区足守1
□	コンクリート塊	（必要前）御津木材（有）	岡山市北区津高2
□	木 材	（変更前） （変更後）	岡山市北区御津3

5 建体工事に要する費用
■ (受注者の見積金額：直接工事費) （注）受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）
□ (注)、この欄に書ききれない場合は、別紙1に記載し、この書面とともに契約書に添付すること。
□ (受注者の見積金額：直接工事費) （注）直設費及び運搬費は含まれない、解体工事に伴う分別解体及び積み込みに要する費用とする。
□ (受注者の見積金額：直接工事費) （注）直設費を含む。

6 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
□ (受注者の見積金額：直接工事費) （注）直設費を含む。

備考欄			
備考欄	年	月	日
施工監督員			
工事監督員			
工事監修員			

△○) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合			
作業内容		分担解体等の方法	
□工 種	解体工事	□手作業 □機械作業の併用	□手作業 □機械作業の併用
□作 事	①土工、土工等	□手作業 □機械作業の併用	□手作業 □機械作業の併用
□及 び	②基礎、基礎等の工事	□手作業 □機械作業の併用	□手作業 □機械作業の併用
□作 事	③上部構造部分、外装の工事	□手作業 □機械作業の併用	□手作業 □機械作業の併用
□及 び	④外装	□手作業 □機械作業の併用	□手作業 □機械作業の併用
□解 体	⑤基礎等、基礎等の工事	□手作業 □機械作業の併用	□手作業 □機械作業の併用
□及 び	⑥その他の工事	□手作業 □機械作業の併用	□手作業 □機械作業の併用
□方 法	（）建物物に係る新築工事等の場合（新築・増築・直継・複数・複数等）	□手作業 □機械作業の併用	□手作業 □機械作業の併用

変更箇所にチェックをする

記載例

VI 報告に関する事務手続きについて

1. 再資源化の報告

報告は、法第18条に基づき、対象建設工事の元請け業者が、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、主務省令で定めるところにより、「再資源化等報告書」の提出が必要となる。

これに代わるものとして、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときに「建設副産物情報交換システム（C O B R I S、コブリス）」へ入力し、監督員の**確認依頼**を行う。

監督員の確認が完了するとシステム経由で受注者に「確認済みマーク」付与の登録済電子メールが送付される。この紙面にて工事完了日までに発注者に**提出**するものとする。

これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。

平成30年4月30日以前に起案した工事は、当該工事の**発注者**に「再資源化等報告書」を**報告**するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを**保存**しなければならない。

2. 再資源化の確認（発注者）

受注者から「建設副産物情報交換システム（C O B R I S、コブリス）」入力データの内容確認の依頼（電話・メール等）を受けた時には、入力データの**確認**を行う。修正があれば指示を行う。

*契約書別紙とE票（マニフェスト）及び「建設副産物情報交換システム（C O B R I S、コブリス）」入力データと対比確認すること。

契約変更前に処分した場合や搬出先の相違が確認された場合は法令違反であるため文書により改善指示を行い、工事成績評定時に下記より結果を反映させるものとする。

● 工事成績評定電算入力ファイル

- 監督員用「考査項目別運用表」（施工体制状況のシート）
 - 考査項目2. 施工状況 > 細別I. 施工管理 >
 - ・「10建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。」の項目に×を付ける（土木工事）。
 - ・「15建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。」の項目に×を付ける（公共建築工事）。
 - ・評定は「d」又は「e」とする（土木・公共建築工事）。

【参考資料】再資源化等報告書

年　月　日

岡山市長様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号　—　—) 電話番号　—　—

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1 再資源化等が完了した年月日 年　月　日

2 再資源化等をした施設の名称及び所在地 添付資料のとおり

3 再資源化等に要した費用 万円 (税込み)

(添付資料)

① 再生資源利用実施書 (必須項目を記載したもの)

③ 再生資源利用促進実施書 (必須項目を記載したもの)

記載例

【参考資料】再資源化等報告書

平成14年〇月△△日

岡山市長 〇〇 〇〇 様

氏名 岡山 太郎

(郵便番号〇〇〇-XXXX) 電話番号〇〇〇-XXXX-△△△△

住所 〇〇市XX町△△△番

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1 再資源化等が完了した年月日 平成14年〇月XX日

2 再資源化等をした施設の名称及び所在地 添付資料のとおり

3 再資源化等に要した費用 ＊＊＊ 万円(税込み)

□法第10条（赤）



□法第11条（緑）



発注担当課
(監督員)

設計書作成

契約条件、特記仕様書添付

公共工事設計資材単価表から再資源化施設を選定(経済比較)

縮減となる場合は、計算書添付

建設リサイクル法フロー図(平成25年6月1日改定)

(令和2年2月1日改定)

特定建設資材の使用
又は特定建設資材廃棄物の発生
工事の規模基準(設計)
(許容価格で判断)

使用・発生(なし)または
規模基準(以下)

使用・発生何れかが(あり)
かつ規模基準(以上)

対象建設工事として起案
(変更起案含む)

伺書、金抜設計書に「建設リサイクル法対象工事」と記載
(明らかに該当する場合)
(当初契約時は許容価格で判断)

契約課

入札(落札者決定)
契約書別紙を落札者に渡す

落札者

監督員との事前打合
分別解体等、再資源化等、下請、委託者等について打合せ

落札者

監督員	<ul style="list-style-type: none"> 契約書別紙 建設廃棄物処理計画書 通知に係る事前説明事項 (別紙1、2、3の何れか、工程表) 	提出(落札後7日以内) するとともに説明
-----	--	-------------------------

※リサイクル法に係る変更が生じた場合は、その時点で速やかに契約書別紙の変更等を行うこと

※契約書別紙に記載した処分先と異なる施設に持ち込む場合は、
持ち込み前に、必ず契約書別紙の変更をおこなうこと

監督員

契約書別紙	記載事項について落札者と事前協議
通知に係る事前説明事項	通知に係る事前説明事項と契約書別紙比較等→双方合意
事前説明事項	

- 再資源化業者は公共工事設計資材単価表に載っているか
△否は粒度分布表、木材は販売ルート等の提出を求める
- 提出の記載金額で再資源化が確実にできるか確認
「できる」と回答であればOK」
△(建設廃棄物処理計画書受取)
不適切の場合は、再協議

契約課

契 約
※許容価格で判断するため、請負価格が規模基準未満となった場合も対象工事とする

監督員

通知書作成(2部) →建築指導課へ通知 →受注者へ連絡 (内容が多少変わっても変更通知は不要)
--

通知書は課長決裁

知書は設計書へ添付

ステッカーの受取

※対象工事であっても、請負価格が規模基準未満の場合は、通知書の作成～ステッカー掲示は不要
(【表2】参照)

受注者又は
下請けの
解体事業者

受注者は業許可票掲示。 解体工事業登録者は着手前に技術管理者を選任し、解体工事業者登録票を掲示 ステッカーを貼付後着手

通知の完了を確認。ステッカー受取
解体は手作業又は手作業+機械作業の何れか
掲示は公衆の見やすい場所
ステッカーは建設業許可票(元請)に貼付

受注者

契約書別紙の記載事項に変更があれば契約変更 ※変更が生じた時点で速やかに 監督員確認 設計書へ添付

対象建設工事とは
特定建設資材(Co、As、Co二次製品、木材)の使用又は特定建設資材廃棄物が発生する工事で、工事の規模(下記【表1】参照)に関する基準以上となる工事

受注者

再資源化等の完了

受注者

再資源化報告書提出 (別紙2) 監督員確認 設計書へ添付 ※対象工事であっても、請負価格が規模基準未満の場合は、報告書不要

契約書別紙とE票(マニフェスト)及びセンサス提出結果と対比確認。

【表1】

対象建設工事の種類	規模基準
建築物の解体	床面積 80 m ²
建築物の新築・増築	床面積 500 m ²
建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)	請負代金額 1億円 ※
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金額 500万円 ※

※請負代金額は、当初契約時には許容価格と読み替える

【表2】

特定建設資材の使用 or 発生		有り		
規模の基準	許容価格	以上	以上	未満
	請負代金	以上	未満	未満
対象建設工事か否か	対象	対象	対象	一
	契約書別紙	要	要	不要
	通知書	要	不要	不要
必要書類	再資源化報告書	要	不要	不要